

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備補助金に係る北区基準

平成27年5月22日
27北ま住第1242号
まちづくり部長決裁

(目的)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（以下「都要綱」という。）第5条第1項アに規定する「都住宅補助に係る区市町村別基準」（以下「基準」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準で使用する用語の定義は、都要綱で使用する用語の例による。

(基準)

第3条 基準は、次の(1)～(5)までとする。

- (1) 区の事業計画等と整合するものであること。
- (2) 管理開始時の入居者を全て区民（3カ月以上在住する者。）とすること。ただし、管理開始後3カ月を経過しても入居者がいない部屋がある場合は、この限りではない。
- (3) 1棟あたりの住戸数が、5戸以上であること。
- (4) 施設建設前に近隣住民への説明を十分に行うこと。また、地域コミュニティの形成に積極的に取り組むこと。
- (5) 全戸数中に1割程度の低廉家賃（6万円前後）住戸を設けること。

(回答書の提出)

第4条 東京都から照合依頼があった場合は、概ね2週間以内に「様式1」により、東京都へ回答しなければならない。

(意思の決定)

第5条 前項で規定する回答に際しては、以下の関係各課で協議調整するものとする。

- (1) 政策経営部企画課
- (2) 政策経営部財政課
- (3) 健康福祉部健康福祉課
- (4) 健康福祉部高齢福祉課
- (5) 健康福祉部介護保険課
- (6) まちづくり部住宅課

(細目)

第6条 この基準の実施に必要な細目は、別に定める。

付 則

この基準は、平成27年5月22日から施行する。

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備補助金に係る北区基準実施細目

平成27年5月22日
27北ま住第1242号
まちづくり部長決裁

(目的)

第1 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備補助金に係る北区基準（以下「基準」という。）第6条に基づき、実施細目を定める。

(基準細目)

第2 基準第3条各号に規定する基準の細目は、以下のとおりとする。

- (1) 3カ月以上在住する区民とは、住民基本台帳法に基づく住民登録を継続して3カ月以上有している者であること。
- (2) 管理開始後3カ月を経過した日とは、管理開始日を初日として暦日で3カ月後の管理開始日の前日までをいう。
- (3) 1棟あたりの住戸数の確認は、建築確認申請時の戸数をもっておこなう。
- (4) 地域コミュニティの形成に積極的に取り組むこととは、次に掲げるものとする。
 - ①入居者への町会または自治会が行う防災、防犯その他の地域活動の周知等
 - ②入居者への町会または自治会への加入等に関する案内の配布等
- (5) 家賃低廉住宅の定義について、「全戸数の1割程度」とは、全戸数に0.1を乗じた数値に小数点以下がある場合は、繰り上げた整数値とする。
- (6) 家賃低廉住宅の定義について、月額家賃6万円前後とは、5万5千円以上6万4千円以下とする。